

「手形・小切手の全面的な電子化」への取り組みについて

秋田県信用組合（理事長 藤原 保）は、2026年度末の手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みの一環として、下記の対応を実施いたします。

今後、電子交換所についても廃止の決定がされており、手形・小切手の電子化へのお客様の対応が必要となります。対応には相当の期間を要することが予想されます。手形・小切手に代わる決済手段である、下記サービスの利用をご検討いただきますようお願い申し上げます。

当組合では、今後ともお客様にご満足いただけます様より一層サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 実施内容

（1）当座勘定払戻請求書綴の制定

2026年4月1日（木）からの使用とします。

当座預金から払戻に必要な当座勘定払戻請求書を綴りにした、「当座勘定払戻請求書綴（1冊50枚綴）」を制定します。なお、発行に際しては、当組合所定の手数料を申し受けます。

（2）手形・小切手の発行受付手続きの停止

2026年6月30日（火）を発行受付の最終日とします。

同日をもって約束手形・小切手の発行手続きを終了いたしますが、発行手続き終了時点で保有されている手形・小切手については、引き続きご利用いただけます。

（3）手形・小切手の最終振出期限の設定

2026年9月30日（水）を手形・小切手の最終振出期限とします。

2026年10月1日（木）以降に振出された手形・小切手は、当座預金からのお支払いができません。

（4）手形・小切手の預金口座への入金および取立受付の終了

2027年3月31日を最終日として、手形・小切手の各種預金口座への入金を終了いたします。個別取立についても同様に取立の受付を終了いたします。

なお、2027年4月1日（木）以降を期日とする手形等の代金取立については、すでに終了しております。

2 代替サービスのご案内

当組合では、手形・小切手に代わるサービスとして、「インターネットバンキング」、「電子記録債権（でんさい）」などの電子決済サービスをご利用いただけます。手形等の現物管理、署名、押印、郵送等の事務負担の軽減や、盗難、紛失等のリスク低減、印紙税、郵便料金等のコスト削減のメリットが得られますので、サービス利用の検討をお願いいたします。

3 当座勘定規定の改正について

当座勘定規定についても改正いたします。詳細については、ホームページ等でご確認ください。

以上